

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	6-1
処分の種類	ゴルフ場等に係る会員制事業者等への指示及び業務停止命令			
根拠法令条例等・条項	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条、第11条第1項 // 施行令第8条			
処分の概要	知事は、県内の会員制事業者又は会員契約代行者に対して、法第6条から第8条に関し、法第10条及び第11条第1項により、業務に必要な措置を取るべきことを指示、業務の全部または一部を停止すべきことを命令する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第6条から第8条</p> <p>(誇大広告の禁止) 第六条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、会員の数についての計画その他の経済産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(会員契約の締結又は更新についての勧誘等) 第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、会員契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員契約に関する事項であって、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>(不当な行為等の禁止) 第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。 二 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。 三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であって、顧客又は会員の保護に欠けるものとして経済産業省令で定めるもの</p>			
基準の制定根拠				